

本事業は、令和2年度3月末日をもって終了しました。 事業概要は以下のとおりです。

掛川市地域協働経済支援買物券（パートナーシップ買物券）交付事業



三世代同居応援事業 事業概要

対象事業費の2分の1（最大20万円分）

新たに三世代同居を開始するために住宅の新築、増改築、購入を行った場合、その費用の一部をパートナーシップ買物券（市内商店等約600事業所で利用可能、有効期間6ヶ月）で助成します。

※買物券は、審査終了後に申請者あて郵送します。発行は奇数月の月末。

■助成対象 以下の①から⑤をすべて満たす世帯。

①令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、親と子と孫を基本とする三世代が掛川市において新たに同居を開始すること。（二世帯住宅、敷地内同居可）

※住民票の異動日をもって同居開始日と判断します。（住民票異動のない引越は対象外です。）

※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。

②三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。

③三世代同居のための住宅の新築、増改築、購入をすること。ただし、工事完了後、又は購入後3ヶ月以内に同居を開始すること。

※20万円以上の事業のみ助成の対象です。住宅購入の場合は住宅のみの価格とします（土地代を除く）。

④孫世代のうち1人以上が、三世代同居を6ヶ月経過した時点で小学生以下であること。

⑤掛川市に対し、市税や保育料、給食費に滞納がない世帯であること。

■申請手続き 以下の書類等をご準備の上、下記期間内に、受付窓口にお持ちください。

①交付申請書（様式第1号）②事業計画書 ③家族構成報告書

④工事見積書または契約書の写し（工事内容、期間、金額や購入する住宅の内容がわかるもの）

⑤施工前現場写真（購入の場合を除く）※工事予定箇所を明確に記録したもの

⑥敷地の配置図、住宅地図、公図（写） ⑦母子健康手帳の写し（孫世代を出産予定の場合）

※詳しくは、「買物券交付申請の流れ、申請書類チェック表」を御覧ください。

または、受付窓口にお問合せ下さい。

■受付窓口 掛川市役所こども政策課 〒436-8650 掛川市長谷1-1-1

（問合せ先） TEL 0537-21-1211 e-mail:kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp